令和７年度医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため。下記の項目について取組みを行っています。

区　分	項　目	取組み内容
全職種共通	院内保育所の設置	休日保育や夜間保育を含む６歳児までの保育を実施します。
看護部を含む医療従事者（医師を除く）	時間外勤務の削減	各職場の実態に応じ、定時退勤の実施などの目標を設定し、時間外勤務削減に取り組みます。
看護部	(1)　看護補助者の配置	看護師が専門性を生かした業務に専念できるよう、看護師の指導の下、療養生活上の食事等の補助、ベッドメーキング、書類の整理を行う看護補助者を各病棟に配置しています。
	(2)　看護職員の負担軽減	身体介助を行う補助者（ナースエイド）を配置するなど、看護師の負担軽減を図ります。
医　師	(1)　外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組	地域の医療機関への逆紹介を進めるとともに、予約枠の見直しなどを検討します。
	(2)　医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業負担の軽減	医師事務作業補助者を配置し、電子カルテの代行入力、診断書の作成を進めます。
	(3)　医師の時間外・休日・夜間の対応についての負担軽減及び処遇改善	所属長への意識付け等に取組み、職員間の業務の平準化を図るなど、所属の実態に応じた取組を推進します。
	(4)　医師との医療関係職種等における役割分担	初診時の予診、診断入力、採血、入院時の説明、検査手順の説明などについて、看護師など他職種との役割分担を実施します。
	(5)　勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	当直予定作成時に連続当直がないことを確認します。
	(6)　前日の終業時間と翌日の始業時間の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）	深夜勤務を行った場合、可能であれば翌日に休暇を取得することとします。
	(7)　予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	予定手術など特定の用務の前日には当直を行わないこととします。
	(8)　当直翌日の業務内容に対する配慮	必要な業務の前日には当直は行わないこととし、可能な範囲での休暇取得を進めます。
	(9)　複数主治医制の実施	複数主治医制の推進に合わせ、休日・時間外は当直医又は当番医が対応します。
	(10)　育児・介護休業法の規程による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	育児休業者の状況に応じて育児短時間勤務の利用を促進します。
	(11)　その他の負担軽減の取組	特定行為研修修了者を活用しそれぞれが特定行為を実施できる支援体制、特定行為研修修了者の育成などの負担軽減策に取り組みます。